

消費税の取り扱いについて

- この補助事業は、「貸切バス等による県内移動支援事業」と同様、市から運賃補填のためにバス事業者に交付するものです。

- 国又は地方公共団体からの補助金等については、不課税取引となります（消費税法基本通達5-2-15参照）。

今回の運賃補填については、地方公共団体からの補助事業であり、不課税取引となります。

- バス会社での経理例については、下記のとおりとなります。

事業者運賃110,000円（税抜き金額100,000円）のケース

- ・市から運賃補填のための補助金が、税抜き金額から1万円（小型利用）又は4万円（大型・中型利用）を控除し、9万円又は6万円交付されます。
- ・通常、補助金は雑収入等で経理することが一般的ですが、今回は運賃補填のためのものですので、運送収入として経理することになります。（運送収入であっても、不課税取引となります）
- ・バス会社と利用者との取引（大型・中型利用）が、税抜き40,000円で請求する場合の仕訳をお示しします。

（借方）／（貸方）

預金（普通・当座）60,000円／運送収入60,000円（市補助金不課税）

預金（普通・当座）44,000円／運送収入40,000円、仮受消費税4,000円

- 利用者側の経理例については、下記のとおりとなります。

（借方）／（貸方）

費用40,000円、仮払消費税4,000円／預金（普通・当座）44,000円

- この取り扱いは、松江税務署、島根運輸支局からご助言をいただいているものです。